

三島市立徳倉小学校 いじめ防止対策基本方針

令和7年8月4日更新

三島市立徳倉小学校(以下学校)では、いじめの防止等のため、国及び静岡県、三島市のいじめ防止基本方針を参考にして、本校の実情に応じて、以下のように「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

ア いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主任・いじめ防止対策担当・(当該児童学級担任)・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラーにより構成される「いじめ防止対策委員会」を置く。

イ いじめに関する情報共有、未然防止に力を注ぎ、重要事案の発生を待つことなく定期的に開催する。

(2) 「生徒指導部会」

ア 生徒指導部会開催時に、児童の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げるべき事案がある場合は、召集を求める。

(3) 「生徒指導情報交換」

ア 職員会議や打合せ、生徒指導研修会の中で、全教職員で該当児童について、現状や対策等について情報交換及び対応について話し合う。

(4) 「徳倉小地域いじめ防止対策委員会」

ア いじめ防止について、地域と学校、家庭が協力して取り組むため、学校とPTA会長、学校運営協議会委員等による「徳倉小学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初と終わりに開催し、必要に応じて召集する。

2. いじめの未然防止のための取組

学校は、以下の手だてを通していじめの未然防止に努める。

(1) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 道徳教育の要となる授業の質を高める(「特別の教科道徳」の活用)。

イ 道徳指導に計画的に人権教育を取り入れる(「命について考える日」)。

ウ 朝の読書活動を習慣化する。ボランティアによる読み聞かせを行う。

エ 自然体験、体験活動を授業や特別活動に計画的に取り入れる。

オ 学級経営において、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を育む。

カ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育むため、定期的に行動の振り返りの時間をつくる。

(2) いじめが生まれる背景への理解と指導上の注意

ア いじめの背景には児童が抱えるストレスがあることが多い。そこで分かりやすい授業づくりに努め、児童が活躍できる場をつくり、活動を通して集団づくりを行う。また、児童心理の研修によってストレスに適切に対処できる力を育む手だてを知る。

イ 児童をいじめから守る教職員がストレス源にならないように、指導の在り方を研修する。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む

ア ボランティア活動を通して、他者の役に立っていると感じ取ることできる機会をつくる。

(4) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

ア いじめの問題について学ぶ機会を意図的につくる。

イ いじめの防止を訴えるような取組を児童会活動に起こし、教職員は支える役割を担う。

3. 早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や対応が一層難しくなる。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。そこで、以下の手だてによって早期発見に取り組む。

(1) 定期的なアンケート調査を実施する。

(6月、11月、2月 各アンケート実施後、必要に応じて教育相談実施)

(2) 定期的な教育相談を実施する。

(3) 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(4) 保護者用のいじめチェックシート等を活用する（家庭と連携し児童を見守り、健やかな成長を支援していく）。

(5) 児童及びその保護者が、いじめに関して相談できる体制を整備する。

(6) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

(7) 休み時間や放課後の雑談の中等で児童の様子に目を配ったり、個人ノ

ートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したりし、個人面談の機会に活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

- (8) 1人1台のタブレット端末から学校へ投稿可能な「心の相談フォーム」等から相談できることを周知する。

4. 早期対応のための取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、三島市教育委員会（以下市教育委員会）をはじめとする関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童からいじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果については、被害・加害児童の保護者に連絡する。また、ケース会議を開く等、組織的に対応方針を決定する。状況に応じて、市教育委員会に報告する。

学校や市教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、三島警察署（以下警察署）等に相談して対処する。

- (2) いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、当日中に迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくったり、安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を図ったりする。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・青少年相談室等の外部の協力を得る。

いじめが解決した状態でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

なお、「いじめが解消している状態」とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要となる。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、状況に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・青少年相談室等の外部の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

また、市教育委員会は、必要に応じて、「三島市立小・中学校出席停止の命令の手続きに関する規則」の適切な運用を図る。

(4) いじめが起きた集団への働き掛け

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてる等同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるようないじめを生まない集団づくりを進めていく。

5. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教育委員会や警察署等に相談して対処する。状況に応じて、プロバイダに対して速やかに削除を求めたり、法務局又は地方法務局の協力を求めたりする等、必要な措置を講じる。

また、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。さらに、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく（PTA活動の中で関係機関との連携を図り、講習会を開く）。

6. 重大事態への対応

いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められたりしたとき、重大事態として対処にあたる。

(1) 重大事態の判断・調査

いじめの重大事態の判断は、市教育委員会又は学校が行う。また、重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始する。

(2) 調査の実施

学校が調査主体となる場合、いじめ防止対策委員会において調査する。調査に向けては、いじめを受けた児童及びその保護者に事前説明を行う。この説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることに努める。また、関係児童・保護者への説明も行う。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(3) 調査結果の提供・報告

いじめを受けた児童及びその保護者に、調査により明らかになった事実関係について説明する。提供に当たっては、個人情報に配慮して適切に行う。また、調査結果を踏まえて、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援や配慮を行う。

いじめを行った児童及びその保護者には、調査により明らかになった事実関係について説明し、個別に指導する。これらの情報提供に当たっては、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を踏まえ行う。

調査結果は、学校から市教育委員会を通じて、三島市長に報告する。学

校では、再発防止策を講じるとともに、児童の心のケアや学校生活での支援・配慮に努める。

7. その他推進事項

(1) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置付けた校内研修を実施する。

事例検討等を行いながら法の理解に努めたり、インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修を実施したりする。

(2) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たって、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるように評価をする。なお、学校は、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(3) 地域や家庭との連携について

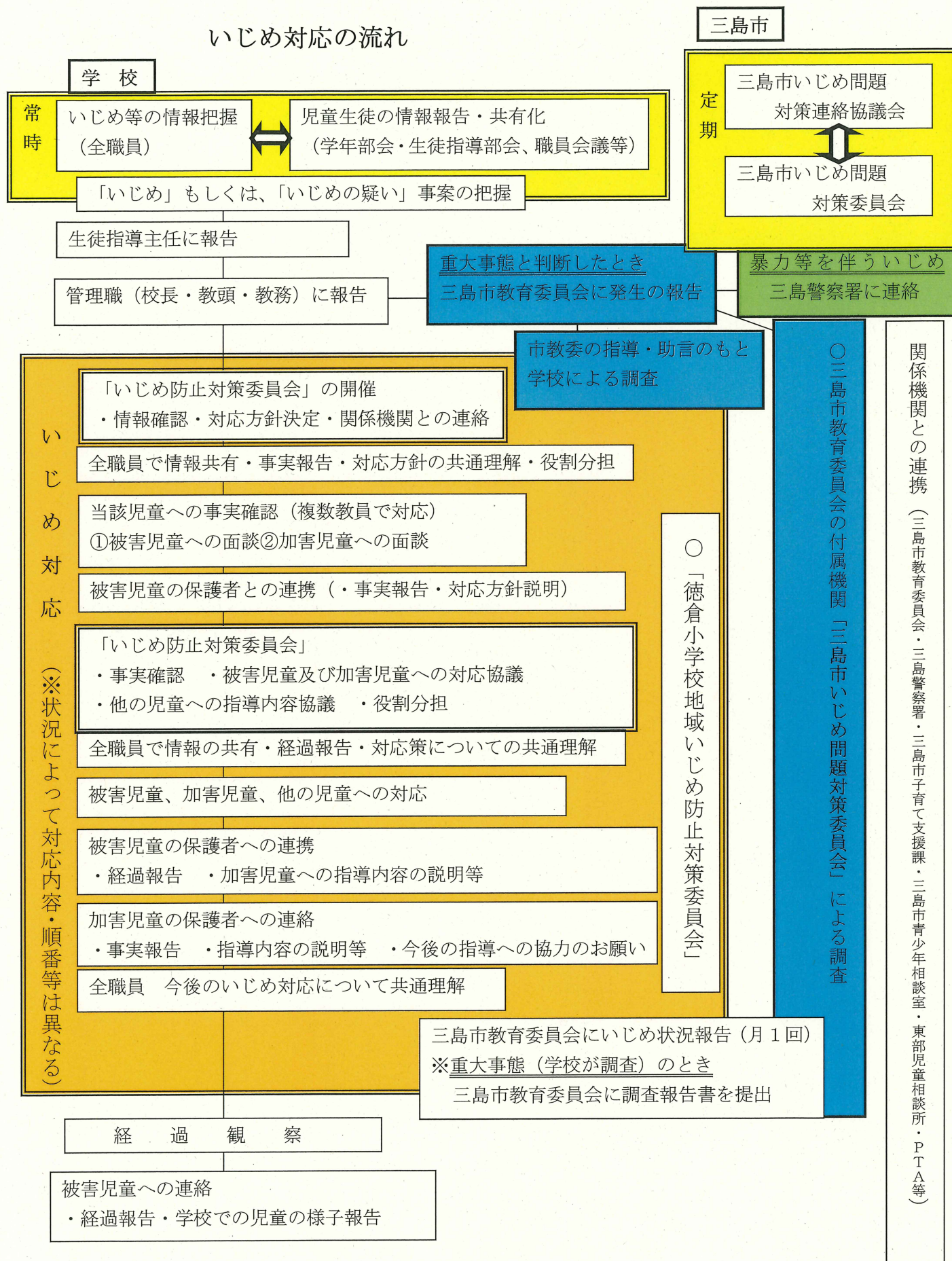
本学校基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校だより等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校運営協議会、地域学校 協働本部、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたりする等、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) いじめ防止対策の点検と見直しについて

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

いじめ対応の流れ



※該当児童への面談等の記録(担任等)

※事案への対応記録、いじめ防止対策委員会の協議内容等記録(生徒指導主任)

いじめ対策の年間計画

月	担当	取 組 内 容
4	生徒指導主任 全職員	・いじめ対策等基本方針の検討 ・関係機関担当者の把握 ・生徒指導部会 ・いじめ防止対策委員会
5	生徒指導部	・いじめアンケート検討 ・徳倉小地域いじめ防止対策委員会
6	生徒指導部 担任	・いじめアンケート①実施・集計・実態把握 ・教育相談の実施
7	生徒指導部 担任 全職員	・夏季休暇前までの取組の反省と今後 ・三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」 ・保護者面談 ・いじめ防止対策委員会
8	全職員	・職員研修「学級づくりについて」 ・職員研修「夏休み明けの情報交換」
9	生徒指導部 担任	・1学期のふり返りと2学期への対策
10	全職員	・職員研修「学期始めの情報交換会」 ・いじめ防止対策委員会
11	生徒指導部 担任	・いじめアンケート②実施・集計・実態把握 ・教育相談の実施 ・冬季休暇前までの取組の反省と今後
12	担任 全職員	・保護者面談（希望面談） ・いじめ防止対策委員会
1	全職員 教務主任	・職員研修「冬休み後の情報交換会」 ・学校評価
2	担任 全職員	・いじめアンケート③実施・集計・実態把握 ・教育相談の実施 ・今年度の取組の反省と次年度への検討と修正 ・校内いじめ防止対策委員会 ・徳倉小地域いじめ防止対策委員会
3	担任	・次年度への引き継ぎ
定期的な取組		・常設の教育相談 ・道徳教育の充実 ・児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（児童会・学級活動） ・生徒指導部会での情報交換・集約 ・職員会議での児童についての情報交換 ・月例報告（問題行動・不登校・いじめ）

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会	983-2671
----------	----------

三島市立徳倉小学校	986-0180
-----------	----------

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番 (法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
こども家庭センター	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポート センター三島分室	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談・支援	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話 (東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口(悩み事全般)	1人1台端末より投稿可能
三島市発達支援課	子どもの発達相談支援及び助言	055-983-2771
三島市健康づくり課	自傷行為等、命に関わることにに関する相談	055-973-3700

【ホームページ・メール相談等】

「いじめ・暴力」相談メールコーナー

[https://s-kantan.jp/pref-](https://s-kantan.jp/pref-shizuokau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList)

[shizuokau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList](https://s-kantan.jp/pref-shizuokau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList)



三島市青少年相談室相談窓口 (Web 版)

<https://logoform.jp/form/pqff/72754>

